

障がい者スポーツ用具貸出要領

公益財団法人 長野県障がい者スポーツ協会

(趣旨)

第1 この要領は、障がい者スポーツの振興のため、公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）が保有するスポーツ用具を貸出する際の手続を定めるものです。

(貸出の原則)

第2 協会は、自らの事業で使用しないときは、その保有する貸出可能なスポーツ用具（別紙「貸し出し可能物品一覧表」参照）を、希望する学校、団体、個人等へ貸出し、障がい者のスポーツ活動を支援します。

- 2 貸出は、原則として先に申し込みのあったものを優先とします。
- 3 貸出期間は特別な場合を除き、2週間以内とします。

(貸出申請)

第3 貸出を希望する者は、協会へ事前に連絡し、貸出期間等の条件を調整した上で、貸出申請書により、協会へ申請します。

(貸出の審査、決定)

第4 協会は申請内容を審査し、障がい者スポーツの振興に資すると認めるときは、貸出を決定します。
ただし、スポーツ用具のうちバイスキーについては、安全に使用するため、操作（指導）を行う者のうち必ず1名以上はバイスキー講習会を受講した者がいることを要件とし、いない場合は貸出ししないものとします。

- 2 貸出を決定した時は、口頭で申請者へ通知します。
ただし、スポーツ用具のうちバイスキー、チェアスキー及び競技用車いす（車いすレーサー、バスケットボール用車いす、テニス用車いす）については、高価でかつ破損しやすいものですので、文書により貸出決定とともに使用及び管理に十分注意するように通知します。
- 3 バイスキーの貸出に際しては、安全に使用するため、操作（指導）の注意事項を交付して注意を促します。

(貸出時の確認)

第5 協会は、貸出時に破損、汚れなどの用具の状態と数量を確認し、引渡しするものとします。

(借用者の責務)

第6 借用者は、貸与を受けたスポーツ用具を善良な管理者の注意をもって管理し、良好な状態で返還しなければなりません。過失により、貸与を受けたスポーツ用具を毀損、滅失又は紛失した場合は、原状回復の責任を負わなければなりません。

- 2 借用者は、貸与を受けたスポーツ用具の使用に当たっては、その使用方法、注意事項を事前に十分確認し、事故を防止するための安全対策をとらなければなりません。

(返還)

第7 借用者は、貸与を受けたスポーツ用具を借用期間が満了するまでに協会へ返還しなければなりません。

- 2 協会は、返還されたスポーツ用具について、破損、汚れなどの状態と数量を確認して受領するものとします。

(経過)

制定	平成23年	2月	3日
変更	平成28年	12月	1日